

広島市告示（東区）第17号

令和8年3月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|-------------|--------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道 | 東3区 72号線 | 東区中山西二丁目 甲136番地2 地先から | 旧 | メートル 3.80 ～ 5.40 | メートル 67.50 |
| | | 東区中山中町 738番地2 地先まで | 新 | メートル 3.80 ～ 17.40 | メートル 67.50 |